

IV 農業機械研修

1 令和8年度 研修計画

農業機械研修の受講資格について

- 1 「農業者」とは北海道で農作業に従事する者をいい、経営主及び補助的従事者（専従者）又は従業員（雇用期間が6か月以上で、今後も農業に従事する予定の者）です。
- 2 「農業に従事しようとする者」とは、新規就農予定者（市町村長等が就農可能と認める者）及び、高校・短大・大学等の学生で就農を希望している者です。
- 3 「指導機関・団体等職員」とは以下の者とし、次の優先順位により受講を認めます。
 - ① 高校・短大・大学・農業大学校等で農業教育に携わる者
 - ② 試験研究機関、農業関連の団体・企業、普及センターの職員で、農業機械の操作及び指導に携わる者

※外国籍の方の受講については、上記の条件を満たし、かつ日本語による会話や読み書きができる方とします。

種別	研修名	研修内容	研修対象者	日数	定員	回数
農業機械研修	トラクタ基本操作	<p>農作業安全やトラクタの構造に関する基礎知識、トラクタの基本的な操作方法などについて学ぶことができます。</p> 	<p>農業機械作業の経験がおおむね1年未満の「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」</p>	3	15	3
	スキルアップ	<p>農作業安全管理や作業機の着脱及び耕起作業の実践、トラクタの簡易整備方法、スマート農業に関する知識、などについて学ぶことができます。</p> 	<p>農業機械作業の経験がおおむね1年以上ある「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」</p>	3	15	2
	プランニング	<p>農業機械の作業体系や利用状況の現状把握及びシミュレーションを通じて、土地利用型農業における機械作業体系の改善や、機械導入計画の作成手法について学ぶことができます。</p> 	<p>農業機械の作業体系及び利用状況を把握している「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」 ※この研修は主に土地利用型農業を対象にしています。</p>	3	5	2

種別	講習名	講習内容	講習対象者	日数	定員	回数
技能講習・特別教育	フォークリフト 運転技能講習 (北労安教第435号)	「最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務」を行うことができる資格が得られます。 	大型特殊自動車免許（農耕車、カタピラ等の限定のないものに限る、免停中は不可）を有する「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	2	15	2
	車両系建設機械（整地等） 運転技能講習 (北労安教第333号)	「機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転の業務」を行うことができる資格が得られます。 		3	15	2
	玉掛け 技能講習 (北労安教第482号)	「つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務」を行うことができる資格が得られます。 	「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	3	10	2
	小型移動式クレーン 運転技能講習 (北労安教第491号)	「つり上げ荷重5トン未満の移動式クレーン運転(操作)の業務」を行うことができる資格が得られます。 	玉掛け技能講習修了証を有する「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	3	15	1
	ガス溶接 技能講習 (北労安教第148号)	「可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務」を行うことができる資格が得られます。 	「農業者」、「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	2	20	4
	アーク溶接 特別教育	「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務」を行うことができる資格が得られます。 		3	20	4